

社会福祉法人まほろば  
役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろば(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第16条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- |         |           |
|---------|-----------|
| (1) 理事長 | 報酬(賞与を含む) |
| (2) 監事  | 報酬及び費用    |
| (3) 理事  | 費用        |
| (3) 評議員 | 費用        |

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、別表1-(1)の通りの基準で報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める費用を弁償することができる。

- 2 この法人の全理事の報酬等総額は、年間380万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬等総額は、年間10万円以内とする。
- 4 この法人の理事長の報酬月額、賞与は、別表1に定める額とする。
- 5 この法人の理事に対し支給する費用は、別表2に定める額とする。
- 6 この法人の監事に対する報酬及び費用は、別表3に定める額とする。

- 7 この法人の評議員に対し支給する費用は別表4に定める額とする。
- 8 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(支給の方法)

第6条 理事長の報酬は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

- 2 理事長を除く役員及び評議員の報酬等は、会議開催等に都度支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等は、現金をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった事項等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(細則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に細則で定めるものとする。

附 則

この規程は2025年6月15日から施行する。

別表1 理事長の報酬等（別表2は対象外）

(1)月額報酬

役職名	月額
理事長 常勤（週4日、32時間以上勤務）	250,000円

※理事長業務に従事する時間が週4日32時間未満の場合、月額報酬を勤務時間で換算する

(2)賞与

業績に応じて支払うことがある。

その場合はまほろばの事業所で最も低い支給率×月額報酬

別表2 理事に対し支給する費用（非常勤理事）

	日額
理事会	5,000円（税引き後）
上記の他会議及び法人・施設業務のため出勤	5,000円（税引き後）

別表3 監事に対する報酬及び費用

(1)報酬

	日額
監事監査	10,000円（税引き後）

(2)費用

	日額
理事会	5,000円（税引き後）

別表4 評議員に対し支給する費用

	日額
評議員会	5,000円（税引き後）
上記の他会議及び法人・施設業務のため出勤	5,000円（税引き後）